

下呂市告示第 93 号

市道の一部供用廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように一部供用廃止する。

その関係図面は令和 8 年 3 月 31 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	一部供用廃止の期日
1	東上田 1 号線	下呂市東上田字栃洞 2120-40 から 下呂市東上田字上垣内 240-1 まで	令和 8 年 3 月 31 日
2			
3			
4			
5			